

余市町お米クーポン券

取扱店舗マニュアル

2025.07.16 更新版

〈クーポン券の利用期間〉

令和7年8月1日(金)～令和7年12月31日(水)

【事業概要】

余市町では長引く物価高騰による家庭への経済的影響を緩和するとともに、家庭内消費が減少傾向にある主食用米の需要喚起を図るため、町独自のお米クーポン券を発行し、町内全世帯を対象に配付いたします。

事業名 お米購入支援事業（余市町お米クーポン券事業）

対象世帯 令和7年7月1日時点で余市町の住民基本台帳に記載されている世帯主(全世帯)

支給品 主食用米の購入時に**2,000円分**の割引を受けることができるクーポン券

配付数 1世帯1枚(配付予定世帯総数 約9,500世帯)

配付日 令和7年7月中旬～(郵送により対象世帯へ配付)

1 クーポン券の見本



表

「余市町お米クーポン券」のご利用について	
1. このクーポン券は「余市町お米クーポン券取扱店」証が掲示されているお店でご利用いただけます。	
2. このクーポン券は主食用米を含むお会計にのみご利用できます。	
3. このクーポン券のご利用にあたって以下のご注意ください。	
(1) このクーポン券の割引額は主食用米の代金にのみ適用され、最大2,000円を上限とします。主食用米の商品代金が2,000円を下回る場合、当該商品代金が上限となり、お釣りはありません。	
(2) このクーポン券の盗難、紛失等に対し、発行者はその責を負いません。	
(3) このクーポン券に発行者印・番号のないものは無効です。	
4. クーポン券の割引相当額は余市町が使用者に支給する助成金に相当します。割引の適用を受ける方は、本助成金の支給申請を取扱店舗に対して委任することに同意し、使用者姓名記載欄に姓名を記載してください。	
使用者姓名記載欄	取扱店舗使用欄

裏

2 取扱店舗証について



取扱店舗参加申出書を提出し、登録された事業者に対して取扱店舗証をお渡しします。

取扱店舗証は利用期間終了まで間、レジや店頭など店のわかりやすい場所へ掲示願います。

3 クーポン券の取り扱い・換金

1 お会計(支払い額の提示)

2 お客様(消費者)がクーポン券利用の意思表示

・クーポン券は**主食用米の購入にのみ**利用することができます。

対象商品を含まない会計には利用することができないためご注意願います。

【主食用米】 精米・無洗米・もち米・玄米・ご飯パック （詳しくは**Q&A**をご確認ください）

・**利用者姓名の記載がないクーポン券は換金できません**。クーポン券に利用者の氏名が記載されているか必ずご確認ください。

氏名の記載がないクーポン券を利用する意思表示がされた場合、その場で記載をいただくか、記載いただけない場合は取扱いができないことをお伝えください。

・クーポン券の**お釣りはできません**。

3 お客様からクーポン券を受領

・お会計にクーポン券の割引を適用したのち、クーポン券に店舗印を押印願います。

「余市町お米クーポン券」のご利用について

1. このクーポン券は「余市町お米クーポン券取扱店」証が掲示されているお店でご利用いただけます。

2. このクーポン券は主食用米を含むお会計にのみご利用できます。

3. このクーポン券のご利用にあたって以下のことにご注意ください。

(1)このクーポン券の割引額は主食用米の代金にのみ適用され、割引額2,000円を上限とします。主食用米の商品代金が2,000円を下回る場合、当該商品代金が上限となり、お釣りはできません。

(2)このクーポン券の盗難、紛失等に対し、発行者はその責を負いません。

(3)このクーポン券に発行者印・番号のないものは無効です。

4. クーポン券の割引相当額は余市町が使用者に支給する助成金に該当します。割引の適用を受ける方は、本助成金の支給申請を取扱店舗に対して委任することに同意し、使用者姓名記載欄に姓名を記載してください。

使用者姓名記載欄

余市 米太郎

利用者が氏名を記載

取扱店舗使用欄

余市 商店

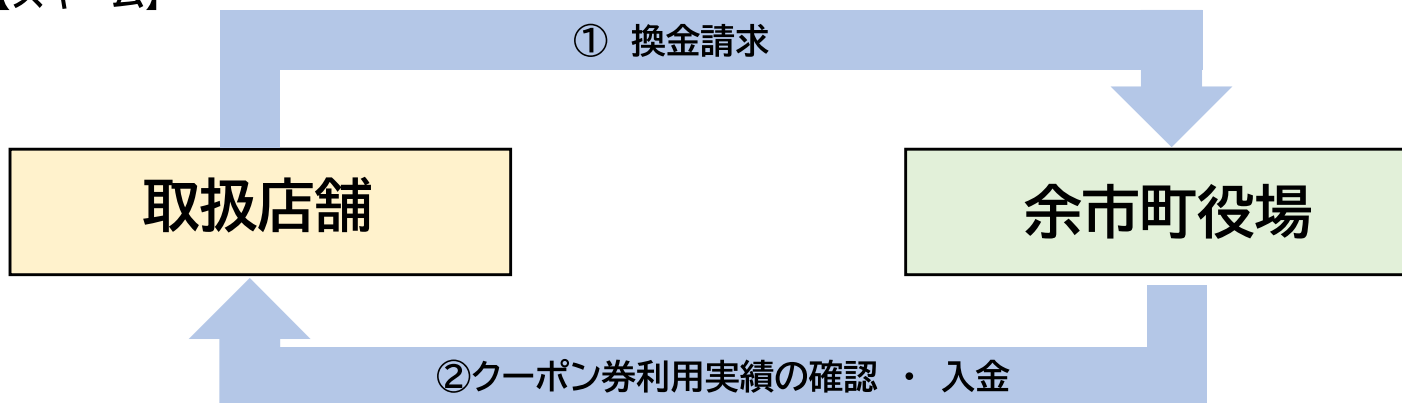
取扱店舗印を押印してください

4 クーポン券の換金

・換金は町HPに掲載の換金請求書に必要事項を記載のうえ、利用者より受け取ったクーポン券と合わせてご提出願います。

・町では、受領したクーポン券の枚数を確認して当該代金をお支払いいたします。ついては、クーポン券の枚数以上に誤って割引を行った場合や割引適用後にクーポン券を紛失された場合などの差額分については対応しかねるためご注意願います。

【スキーム】



【換金請求書提出先】

〒046-8546 余市町朝日町26番地
 余市町役場2階3番窓口 政策推進課政策グループ
 営業時間:平日8:45~17:15 TEL:21-2117(直通)

【換金請求書記載例】

余市町お米クーポン換金請求書
 (お米購入支援助成金申請書)

令和 7 年 8 月 13 日

余市町長 様

換金請求者 事業者名 余市町役場 (印)
 代表者 余市 太郎
 (登録店舗名) お米クーポン 店
 発行責任者氏名 余市 二郎
 担当者氏名 余市 三郎
 電話番号 0135-21-2117

下記について請求します。

件名:余市町お米クーポン券換金代金

請求金額: 20,000 円

【内訳】

クーポン券枚数	単価	金額
<u>10</u> 枚	2,000 円	<u>20,000</u> 円

【振込先口座】

銀行名	<u>余市銀行</u>
本店・支店名	<u>余市支店</u>
口座種別	<u>普通</u>
口座番号	<u>123456</u>
口座名義人	<u>ヨイチチョウヤクバ</u>

提出する日付

代表者印を押印しない場合
 ・発行責任者
 ・担当者
 ・電話番号
 の記載が必要

自動入力

・換金請求書は町HPに掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

余市町HP

<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/oshirase/20252025-0612-1456-11.html>



【換金スケジュール】

換金請求書提出日	入金日
～令和7年8月13日(水)	令和7年8月22日(金)
～令和7年8月27日(水)	令和7年9月 5日(金)
～令和7年9月 9日(火)	令和7年9月 19日(金)
～令和7年9月24日(水)	令和7年10月 3日(金)
～令和7年10月7日(火)	令和7年10月17日(金)
～令和7年10月22日(水)	令和7年10月 31日(金)
～令和7年11月5日(水)	令和7年11月 14日(金)
～令和7年11月18日(火)	令和7年11月 28日(金)
～令和7年12月3日(水)	令和7年12月12日(金)
～令和7年12月17日(水)	令和7年12月26日(金)
～令和8年1月14日(水)	令和8年1月23日(金)
～令和8年1月28日(水)	令和8年2月6日(金)

※入金額に異義がある場合、令和8年2月13日(金)まで受付します。以降、入金額に関する異議・申し立てはお受付いたしませんので、入金ごとにご確認願います。

4 クーポン券の利用にあたっての注意事項

- ・利用期間【令和7年8月1日(金)～令和7年12月31日(水)】を過ぎた場合、クーポン券は利用できません。
- ・クーポン券が偽造・複製されたものでないか確認してください。
- ・クーポン券は主食用米の購入を含む会計にのみ適用ができます。現金との交換や売買はできません。
- ・クーポン券は釣り銭ができません。
- ・クーポン券を利用して会計をした場合は返金できません。
- ・主食用米以外へクーポン券を適用が発覚した場合は、取扱店舗登録の抹消、換金の拒否等の対応がされる可能性があります。
- ・取扱店舗独自にクーポン券適用可能商品の条件を設ける場合は、店頭・店内にその旨を明示してください。ただし、対象商品の拡大については行わないでください。
- ・クーポン券を適用した主食用米の不良における商品交換等はできますが、返金は不可となります。

5 その他

- ・取扱店舗向け説明会などは実施いたしません。

本マニュアルの他、**余市町お米クーポン事業Q&A**も併せてご確認ください。

また、ご不明点がございましたら、**総合政策部政策推進課**までお問合せください。